

第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会
酪農資材器具展・技術交流会出展要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会の趣旨に賛同する法人その他の団体及び個人(以下、これらを総称して「法人等」という。)が場内において出展する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(出 展)

第 2 条 この要領において出展とは、法人等が来場者に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 酪農・乳業に関する技術及び商品、農業機械、生産諸資材、動物医薬品、生産物の処理加工機械器具等の展示紹介等。
- (2) その他、第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)が認めたもの。

(出展期間及び出展時間)

第 3 条 出展期間及び出展時間は、以下のとおりとする。

- (1) 出展期間 2020 年 10 月 30 日(金) ～ 11 月 2 日(月) 4 日間
- (2) 出展時間 2020 年 10 月 30 日(金) ～ 11 月 1 日(日) 9:00 ～ 17:00
11 月 2 日(月) 9:00 ～ 12:00

(出展会場)

第 4 条 出展会場は、宮崎県家畜商商業協同組合家畜市場(都城市都北町 7294)とする。なお、出展場所は、実行委員会が決定する。

(出展の申込み)

第 5 条 出展を希望するもの(以下「申込者」という。)は、あらかじめ別紙様式 1 号「第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会酪農資材器具展・技術交流会出展申込書」(以下「申込書」という。)を実行委員会会長(以下「会長」という。)に申込みものとする。

2 出展の内容に食品の提供が含まれる場合は、別紙様式 2 号「食品取扱届出書」も併せて提出するものとする。

(出展の承諾(決定))

第 6 条 会長は、第 5 条第 1 項申込書の提出があり、かつ第 7 条の全てに該当することが認められたときは、申込者に対して別紙様式 3 号「出展承諾書・請求書」を交付するものとする。

なお、決定については、出展料の納付をもって契約締結に代えるものとする。

(出展条件)

第 7 条 申込者は次の各号全てに該当しなければならない。

- (1) 酪農・乳業に関する技術及び商品、農業機械、生産諸資材、動物医薬品、生産物の処理加工機械器具などを販売、製造する業者。その他実行委員会が認めた者。
- (2) 大会期間中継続して、出展を行うことが出来る者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(展示物の種別)

第 8 条 出展物としては、酪農・乳業に関する技術及び商品、農業機械、生産諸資材、動物医薬品、生産物の処理加工機械器具等、その他実行委員会が認めたものに限る。ただし、他に危害を及ぼす恐れがあるものを除く。

(出展者の義務)

第9条 第6条の出展承諾書を交付された者(以下「出展者」という。)は、本要領等を遵守し、実行委員会の指示に従わなければならない。

(営業に必要な許可等)

第10条 出展者は、出展内容に食品・物品等の販売がある場合には、必要な許可は自己の責任において監督官公庁等で手続きを行うこと。

(1) 食品衛生法に基づく営業許可

現場で調理加工し有料で提供する場合、牛乳・加工乳などの乳類を販売する場合など許可が必要な食品の販売については、食品衛生法に基づく営業許可の申請を行うこと。なお、許可書がない場合は営業不可。

また、許可書については、来場者に見えやすい場所に掲示すること。

○申請先:宮崎県都城保健所(宮崎県都城市上川東3-14-3)

(2) その他必要な届出等

その他、物品等販売に際して、法令上、関係機関に届出が必要な場合は、実行委員会が別に指示するものを除き、出展者の責任により手続きを行うものとする。

(出展場所、出展料及びその他費用の負担等)

第11条 第4条で指定する出展場所、出展料及びその他費用の負担等は次の各号に掲げるものとする。

(1) 出展場所及び出展料

① 屋内小間 A

小間規格 間口 3.6m×奥行き 1.8m(6.48 m²)

1小間当たり 160,000 円(消費税込)

② 屋内小間 B

小間規格 間口 3.6m×奥行き 1.8m×2スパン(12.96 m²)

1小間当たり 160,000 円(消費税込)

③ 屋内大型小間 A

小間規格 間口 5.0m×奥行き 5.0m(25 m²)

1小間当たり 500,000 円(消費税込)

④ 屋内大型小間 B

小間規格 間口 5.0m×奥行き 5.0m(25 m²)

1小間当たり 250,000 円(消費税込)

⑤ 屋外小間 土間渡し

小間規格 間口 5.4m×奥行き 4.0m(21.6 m²)

1小間当たり 160,000 円(消費税込)

⑥ 備品

屋内小間AB 社名板及び電源設備

屋内大型小間AB 社名板及び電源設備

屋外小間 社名板

(2) その他費用の負担等

① 出展料は小間の使用料とし、搬入・搬出の諸経費、装飾費及び実行委員会の負担で設置するもの以外の備品レンタル費等は出展者負担とする。

② 電源設備の増設等は、有料オプションとし出展者決定後に別途案内する。

(出展料の納入)

第12条 出展者は実行委員会が指定する期日までに出展料を指定する口座に納入するものとする。

(出展決定の取り消し)

第13条 実行委員会は次の各号のいずれかに該当する場合は、出展承諾を取り消すことができる。

- (1) 第8条の出展種別を著しく逸脱している場合
- (2) 第15条の出展の制限及び禁止に該当する場合
- (3) 出展者及び出展内容において公序良俗に反する行為があった場合
- (4) 第12条の出展料の納付が期限内に行なわれない場合
- (5) 出展を放棄、又は中断した場合

(出展料の返還)

第14条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として既納の出展料を返還しないものとする。

- (1) 第13条により出展承諾が取り消された場合
- (2) 出展承諾後、出展者が都合により出展を辞退した場合
- (3) 災害、社会事変その他やむを得ない事由の発生により大会を中止、又は大会期間を短縮した場合

(出展の制限及び禁止)

第15条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの出展を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 爆発、引火、倒壊等のおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗をみだすおそれがあるもの。
- (3) 衛生上害のあるもの。
- (4) 実行委員会の許可なく、入場料または観覧料を徴収するもの。
- (5) その他管理運営上支障があると認められるもの。

(大会期間前の展示物等の準備)

第16条 事前に展示物等の準備が必要な場合は、原則として次の期間で、所定の場所に搬入し、展示・装飾を完了すること。

なお、出展者は、準備が完了したときは、実行委員会に報告をしなければならない。

搬入期間 2020年10月27日(火)から10月28日(水) 9時00分から17時00分まで
2020年10月29日(木) 9時00分から12時00分まで

(展示物等の撤去)

第17条 展示物等は、次の期間で、撤去を完了すること。

なお、出展者は、撤去が完了したときは、実行委員会の確認を受けなければならない。

搬出期間 2020年11月2日(月) 12時15分から18時00分
2020年11月3日(火) 8時00分から18時00分

(大会期間中の展示物の搬入・搬出時間)

第18条 会期中の展示物等は、次の時間内に搬入、搬出を完了すること。

- (1) 搬入 各日6時00分から8時00分まで
- (2) 搬出 2020年10月30日(金)から11月1日(日)まで 17時15分から18時45分まで

(車両の使用及び出展者駐車場等)

第19条 出展者は、会場内において施設の設置又は出展物の搬入及び搬出のため、車両を使用する場合は実行委員会の指示に従わなければならない。

2 大会期間中の出展者の車両は、1出展者当たり1台を実行委員会が指定する駐車場に駐車することができる。

3 上記の指定駐車場を使用する車両については、実行委員会が発行する「出展者駐車証」の交付を受けなければならない。

(展示装飾)

第 20 条 小間内の展示装飾は、実行委員会に届出後、出展者の負担で行うこととする。

ただし、来場者の安全確保に支障を来す場合や会場の秩序を乱す場合、隣接の出展者に害を与えると思われる場合等は、実行委員会の変更もしくは撤去を指示することがある。

(出展責任者の配置)

第 21 条 出展者は展示物等の管理運営のため、大会期間中出展責任者を配置し、実行委員会との連絡・調整に努めることとする。その届出は、出展申込書による。

(管理保全)

第 22 条 大会期間中における夜間警備は、実行委員会が警備員を配置し巡回警備を行なうが、出展者の判断により損害保険に加入する等万全の管理と事故防止に努めるものとし、展示物の盗難、又は破損が生じても実行委員会はその責を負わない。また、紛失事故等の防止のため、荷物の受取、保管は行わない。

2 天災・地震・火災などの不可抗力による事故については、実行委員会はその責を負わない。

(実演)

第 23 条 展示物の実演は原則として認めるが、出展者は次の各号を遵守するものとする。

- (1) 実演は、出展者保有の展示小間内において行うこと。
- (2) 実演に要する費用は出展者が負担すること。
- (3) 実演に際し、展示場の地面の掘削など、実演後の整地、修復を要する行為は禁止する。
- (4) その他実演に関しては実行委員会の指示に従うこと。

(販売)

第 24 条 小間における商品の販売は認めるが、販売にあたって法令等により規制が設けられている場合は、法令を遵守すること。

(損害保険)

第 25 条 出展者は、自己の出展等に伴い、第三者に損害を与える可能性があるとき、又は実行委員会の指示があったときは、自己の負担で損害に係わる必要な保険を付さなければならない。

2 出展者は、自己の展示物等の損害に保険を付する場合は自己の負担でしなければならない。

(出展者の遵守事項)

第 26 条 出展者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 出展承諾を受けた後、出展申込内容の変更を行う場合は、実行委員会の承諾を受けること。
- (2) 施設等を破損した場合は、出展者の負担で修復、又は、その費用を実行委員会に賠償すること。
- (3) 大会期間中会場内において行う広報活動は、実行委員会の指示に従うこと。
- (4) 実行委員会が必要に応じて出展者の展示物を撮影する場合は協力すること。
- (5) 出展者が展示物の搬入・搬出等のため会場内に入場する場合は、実行委員会が発行する「関係者入場者証」を携帯し、提示を求められた場合には提示しなければならない。

(権利の譲渡、転貸の禁止)

第 27 条 出展者は、小間等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(環境対策)

第 28 条 本大会は環境に配慮していることから、出来る限りごみが発生しないように努めること。

2 小間周辺の清掃は、各出展者で行うことはもちろん、小間内で発生したごみはすべて持帰り、適正に処理すること。

(免責事項)

第 29 条 展示物の管理は出展者の責任において行い、生じた損害又は第三者に与えた損害については、実行委員会はその責を負わない。

(雑則)

第 30 条 この要領の施行に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。ただし、軽易な事項の改正については事務局長が決定する。

附則

この要領は、2019 年 3 月 18 日より施行する。

この要領の変更は、2019 年 6 月 6 日から施行する。